

## 引取業者に支払われる預託実務の委託手数料

2017/1/30

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター  
資金管理センター

公益財団法人自動車リサイクル促進センターは、預託実務の受託業者である引取業者に対して、委託実務の対価として委託手数料を支払います。委託手数料の金額、支払方法、支払時期は、以下のとおりです。

1. 金額 : 113 円/台 + 消費税相当額(リサイクル料金等が預託され、当該情報を公益財団法人自動車リサイクル促進センターが把握した月の末日の適用税率で計算)
2. 支払方法 : リサイクル料金等の預託に際して、コンビニエンスストア及びゆうちょ銀行を利用する事業者については、事業者が指定するゆうちょ銀行の口座に対する振込み。  
金融機関口座引落とし方式を利用する事業者については、利用明細書に記載されている金額から委託手数料相当額を差し引いて引き落とすことにより行う。
3. 支払時期 : リサイクル料金等の預託に際して、コンビニエンスストア及びゆうちょ銀行を利用する事業者については、入金情報登録月の翌月で公益財団法人自動車リサイクル促進センターの指定する日(月次払い)。金融機関口座引落とし方式を利用する事業者については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの指定する日(2回/月)。